

「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する パブリックコメント」の結果概要 (個人：「(別紙) 質問事項及び回答様式」)

資料3-2

※会議後、件数の誤記等を一部修正しております。

目次

1. 基本的な考え方	1
2. 懸念事項及び要件設定	2
(1) 懸念事項及び懸念される程度	2
(2) 文化庁当初案についての考え及び要件設定	7
3. その他	15
(1) ダウンロード違法化に関するその他の意見	15
(2) リーチサイト対策についての意見	17
(3) 海賊版対策全般についての意見	23

※論点別に集計しているため、掲載している件数を合計しても、総意見数にはならない。
※事務局において適宜必要な整理・統合を行っている。なお、誤解に基づくと思われる意見等もそのまま集計・記載している。

1. 基本的な考え方

「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。

- | | |
|------------|--------|
| ①賛成 | : 49件 |
| ②どちらかという賛成 | : 75件 |
| ③どちらかという反対 | : 97件 |
| ④反対 | : 645件 |
| ⑤分からない | : 52件 |
| ⑥無回答 | : 95件 |

2. 懸念事項及び要件設定

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記 (i) ~ (vii) のそれぞれについて懸念される程度を回答して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。
- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。
- (iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。
- (iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。
- (v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。
- (vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。
- (vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

【回答の選択肢】

- ①とても懸念される／②どちらかという懸念される／③あまり懸念されない／④全く懸念されない
／⑤分からない

2. 懸念事項及び要件設定

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。



- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。



- (iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。



- (iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。



■ ①とても懸念される ■ ②どちらかという懸念される ■ ③あまり懸念されない ■ ④全く懸念されない ■ ⑤分からない

2. 懸念事項及び要件設定

- (v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌，漫画，ネット記事）が違法にアップロードされている場合に，そのダウンロードが違法になる。



- (vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも，ダウンロードが違法になる。



- (vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や，刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。



■ ①とても懸念される ■ ②どちらかという懸念される ■ ③あまり懸念されない ■ ④全く懸念されない ■ ⑤分からない

※それぞれの設問において，無回答の意見もあり

2. 懸念事項及び要件設定

(viii) その他懸念事項

- (1) 表現の自由の規制, 言論弾圧, 情報収集の萎縮, 文化（創作活動）の衰退等につながる（同旨130件）
- (2) まずはアップロード側の取り締まりを強化すべき（同旨66件）
- (3) そもそもダウンロード違法化は実効性がない（同旨47件）
- (4) インターネット利用の自由が損なわれる（同旨31件）
- (5) 適法なダウンロードでも違法な行為であるとして犯罪へ悪用されたり過剰な告発を招く（同旨15件）
- (6) 具体的な要件や適法・違法の判断基準が曖昧である（同旨15件）
- (7) 権利侵害や不正行為等の証拠の保全に支障が生じる（同旨11件）

2. 懸念事項及び要件設定

(8) その他, 主なもの

- 単なる閲覧行為でも違法となってしまう
- 主観要件の判断基準が曖昧であり, 適切に判断されない可能性がある
- ダウンロードした者が悪意であるかどうかを, 権利者が立証することは困難である
- サイトブロッキング等のより強力な手段を導入する口実として持ち出されるのではないか
- 画像のダウンロードは音楽や動画と比べて簡単に, かつ意図せず行われてしまう場合がある
- そもそも「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請の両立は不可能である
- 法案の検討プロセスについて疑義がある (設問の内容や選択肢が恣意的である / 前回検討していたものと同じ内容の案の意見を聞くことは不適切 / 今後の進め方が非常に懸念される等)

※2. (1) (i) ~ (vii) と重複する内容については集計・記載していない

2. 懸念事項及び要件設定

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案について、どのように考えますか。

- ① 適切である（文化庁当初案のままで良い） : 10件
- ② 違法となる対象が広い
（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき） : 285件
- ③ 違法となる対象が狭い
（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき） : 9件
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき
（政府における検討に委ねる） : 31件
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべき
ではない : 578件
- ⑥ 無回答 : 100件

2. 懸念事項及び要件設定

(ii) (i) で「①適切である」を選択した場合、その理由を教えてください。

【主な理由】

- ・ 現状当初案が適度のバランスを持っている。
- ・ 海賊版のダウンロード以外の国民の生活（二次創作やゲームのスクリーンショット等）には影響が及ばないように見える。
- ・ 著作権者や有識者等と時間を掛けて法案作成に望んで頂きたい。
- ・ 国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせることがあるとの意見もあるが、文化庁案では、そのことにも配慮されていると思われる。

2. 懸念事項及び要件設定

(iii) (i) で「②違法となる対象が広い」を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。

【主な提案】

- (1) 「著作権者の利益を不当に害する場合」という要件を追加する（同旨49件）
- (2) 「原作のまま」という要件を追加する（二次創作・パロディ等を対象から除外する）（同旨41件）
- (3) 著作物の全部又は相当部分をダウンロードする場合に限定する（同旨38件）
- (4) スクリーンショットを違法化の対象から除外する（同旨33件）
- (5) 漫画やアニメ等の深刻な海賊版被害が発生している分野に対象を限定する（同旨23件）
- (6) 海賊版サイトからのダウンロードに限定する（同旨21件）
- (7) 刑事罰自体を科さない（同旨13件）
- (8) 「軽微利用」を違法化の対象から除外する（同旨12件）

2. 懸念事項及び要件設定

- (9) 違法ダウンロードしたコンテンツで不当に利益を上げている場合に限定する
(同旨12件)
- (10) 民事においても有償著作物に限定する (同旨12件)
- (11) 正当な目的 (研究, 証拠収集など)でのダウンロードを違法化の対象から除外する (同旨10件)
- (12) 刑事罰の要件を厳格化する (例: 有償著作物に限定, 反復継続性を求める, 事前警告を行う, 「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」場合に限定, 自動公衆送信の用に供する目的に限定など) (同旨9件)
- (13) その他, 主なもの
- ・ 主観要件に問題がある (確定的故意のみとする (未必の故意や過失を排除), 恣意的な運用が懸念されるため厳格な要件定義が必要, 訴訟手続き上の運用においても問題がある等)
 - ・ 民事においても反復・継続してダウンロードを行う場合に限定する
 - ・ 著作権者が禁止の範囲や対象を明示している場合に限定する

2. 懸念事項及び要件設定

(iv) (i) で「③違法となる対象が狭い」を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。

【主な理由】

- ・ ストリーミング方式の海賊版サイトにおける侵害コンテンツの閲覧も違法とすべき。

(v) (i) で「④具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき」を選択した場合、その理由を教えてください。

【主な理由】

- ・ 適切な立法によってインターネットの自由を損なわず海賊版被害を減らして欲しいから。
- ・ そもそも著作権法がとても複雑で理解し難い。萎縮が起こらないようにしてほしいとは思っているが、どのようにすればいいのか見当がつかない。
- ・ 一般の人の意見も大事だが、著作者側の意見を多く取り入れたほうがいい。

2. 懸念事項及び要件設定

- 規制派の意見，規制反対派の意見など様々な角度から吟味しなければ，偏った方向に法制化されてしまう。
- 議論の抜け等があって意図しない範囲まで厳しく規制することがあってはならないので，慎重に策定してほしい。
- 個人的には当初案で概ね適切ではないかと感じたが，実際に侵害コンテンツによる被害を被ることになる権利者からの視点，学術的目的で引用などを行う教育機関からの視点など別の立場から見ると懸念事項が挙がってくるのではないかと思った。

2. 懸念事項及び要件設定

(vi) (i) で「⑤要件にかかわらず，侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない」を選択した場合，その理由を教えてください。

- (1) まずはアップロード側の取り締まりを強化すべき（同旨202件）
- (2) 表現の自由の規制，言論弾圧，情報収集の萎縮，文化（創作活動）の衰退等につながる（同旨126件）
- (3) そもそもダウンロード違法化は実効性がない（同旨90件）
- (4) インターネット利用の自由が損なわれる（同旨32件）
- (5) いわゆる「侵害コンテンツ」など要件に該当するか否かの判断やその証明が困難であることへの懸念がある（同旨29件）
- (6) そもそも「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請の両立は不可能である（同旨28件）
- (7) 法案の検討プロセスについて疑義がある（議論が尽くされていない，時期尚早，設問の内容や選択肢が恣意的であるなど）（同旨16件）

2. 懸念事項及び要件設定

- (8) ビジネス，調査研究，犯罪の証拠収集等のためのダウンロードもできなくなるなど，法案によって生じる悪影響に懸念がある（同旨14件）
- (9) サイト運営者の資金源を断つため，海賊版サイトに対する広告規制をすべき（同旨14件）
- (10) 立法に必要な効果検証などが足りない（音楽・映像のダウンロード違法化による効果の検証や被害額の算出が不十分等）（同旨11件）
- (11) まず，著作権やネットリテラシーに関する教育活動や普及啓発活動をすべき（同旨11件）
- (12) その他，主なもの
 - ・ 単なる閲覧行為でも違法となってしまうことに懸念がある
 - ・ 市場原理によって海賊版サイトを淘汰すべき
 - ・ プロバイダー責任制限法の改正等を通じて証拠開示手続の迅速化を図るべき

※2. (1) (i) ~ (vii) と重複する内容については集計・記載していない

3. その他

(1) ダウンロード違法化に関するその他の意見

- ① まずはアップロード側の取り締まりを強化すべき（同旨118件）
- ② 法改正の議論・検討プロセスを慎重に進めてほしい（同旨56件）
- ③ 著作権法の他の規定の整備と併せて検討すべき（フェアユース規定・パロディ合法化など）（同旨14件）
- ④ 法の運用に当たり、普及啓発や周知，学校等における教育を充実させるべき（同旨10件）
- ⑤ 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請は両立しない（同旨5件）
- ⑥ 音楽・映像のダウンロード違法化（平成21年法改正）の効果を検証すべき（同旨5件）
- ⑦ 広告出稿抑制など，広告への規制をすべき（同旨4件）
- ⑧ 音楽・映像のダウンロード違法化（平成21年法改正）は不適切である（同旨3件）

3. その他

- ⑨ 法の運用に当たり、適法サイトへのマークの付与等を行うべき（同旨3件）
- ⑩ 捜査権の濫用防止など、インターネットによる情報収集等が不当に制限されないよう運用上の配慮をするべき（同旨2件）
- ⑪ その他，主なもの
 - ・ 正規コンテンツの流通促進を図るべき
 - ・ ダウンロード違法化よりもサイトブロッキングを丁寧に議論すべき
 - ・ 実効性の観点から、ストリーミング型の悪質な海賊版サイトへの対策の枠組みを検討すべき
 - ・ 主観要件に問題がある（主観要件は不要，恣意的な運用が懸念されるため厳格な要件定義が必要であるなど）
 - ・ 二次創作に関する部分が複雑で分かりにくいため、明確な定義づけが必要
 - ・ 違法なダウンロードによる損害額の算出方法を見直すべき
 - ・ 違法サイトを通報できるシステムをつくるべき

3. その他

(2) リーチサイト対策についての意見

- ①賛成, どちらかといえば賛成と思われる意見 : 49件
- ②反対, どちらかといえば反対と思われる意見 : 108件
- ③要件次第であるという意見 : 141件

3. その他

【「①賛成，どちらかといえば賛成」と思われる主な意見】

- リーチサイトはリンク先サイトと同等，もしくはその幫助として処罰対象となると良い。
- リーチサイトについてもサイト運営者の特定に関する手続き面への改善に注力してほしい。
- リーチサイトは海外のプロバイダーや各国政府と協力の上，摘発を進めてほしい。また，広告業者も共犯者として取り扱う様な仕組みを作してほしい。
- 違法化を行うべきは，入り口であるリーチサイトの規制が適切であり，かつ最も効果を持つ。
- 製作者としては，リーチサイトのほうがより問題があると感じることが多い。多数のウェブ広告を紛れ込ませ，違法アップロードに誘導するタイプのリーチサイトには悩ませられている。

3. その他

【「②反対，どちらかといえば反対」と思われる主な意見】

- ・ リンクを貼る側が逐一リンク先が海賊版サイトであるかどうかの確認が難しいことから，リーチサイト自体に規制をかけることは，海賊版を取り締まる行為にはならず，単純にリーチサイトの運営萎縮になるだけである。
- ・ リーチサイト規制は，インターネットにおける基幹技術であるハイパーリンクを制限するものである。リーチサイト規制によって制限されてしまうサイトには海賊版対策に無関係のものも多く含まれてしまい，これを国内法のみでの整備で行えば，国内法の及ばない海外リーチサイトを経由した海賊版対策にはならず国内企業のみに対する委縮効果を生じさせ，イノベーションを阻害し今後の日本の経済戦略にとってむしろ足枷となりデメリットの方がはるかに大きくなる懸念がある。
- ・ 引用要件を満たさないまとめサイト等のリンク集，剽窃論文のリンク集素材をライセンス違反して利用しているスライド等のリンク集，GPLに違反しているソフトウェアをダウンロードできるリンク集，アニメアイコンのツイッターアカウントのリンク集といったものまで規制対象となる恐れがある。これは海賊版対策とは無関係のものである。

3. その他

- Togetherや同人ソフトの販売サイトといった無料や合法のコンテンツまでも対象になりかねないうえ、非親告罪のために無制限に違法となる範囲が広がってしまう。
- リーチサイトを違法化するのではなく、まず、リーチサイトに出稿している広告への規制やアップロード側の取締りを行うべきである。

3. その他

【「③要件次第である」という意見における主な提案】

- (1) リーチサイト運営行為に対する刑事罰を「親告罪」とする（同旨67件）
- (2) 海賊版対策と直接関係しないサイト（例：SNS・ブログ、無償・非商用のリンク集、引用の要件を満たさないニュースのリンク集など）をリーチサイトの対象範囲から除外する（同旨44件）
- (3) リーチサイトの定義を明確化する（同旨21件）
- (4) 「原作のまま」という要件を追加する（同旨18件）
- (5) 「著作権者の利益を不当に害する場合」という要件を追加する（同旨16件）
- (6) 刑事罰の要件を厳格化する（例：有償著作物に限定，反復継続性を求める，事前警告を行っても行為をやめない場合に限定など）（同旨12件）
- (7) 対象著作物の範囲を限定する（漫画・アニメなど）（同旨11件）
- (8) 「著作物の全部又は相当部分」という要件を追加する（同旨9件）
- (9) 刑事罰自体を科さない（同旨8件）

3. その他

- (10) 侵害コンテンツと知らずにリンクを提供した場合は違法化の対象から除外する
(同旨4件)
- (11) プラットフォームサービスがリーチサイトに該当しないことを条文上明確化する
(同旨3件)
- (12) リンク提供者でなく、リーチサイト運営者のみを違法化の対象とする (同旨3件)
- (13) アップロード者と関係のある運営者のみを違法化の対象とする (同旨3件)
- (14) 違法なリンクの数や割合、態様等を要件とする (同旨3件)
- (15) その他、主なもの
 - ・ 運営者が広告収入を目的として侵害を促進している場合に限定する
 - ・ 公益性がある場合は違法化の対象から除外する
 - ・ 侵害コンテンツへの誘導が客観的に明白である場合に条文上明確に限定する
 - ・ セーフハーバー条項を設ける
 - ・ 著作権侵害と関係のない箇所を含むサイト全体を差し止めるような規制を行わない

3. その他

(3) 海賊版対策全般についての意見

- ① アップロード側の取り締まりを強化すべきという趣旨の意見 : 158件
- ② 正規コンテンツの流通促進を図るべきという趣旨の意見 : 33件
- ③ 広告出稿抑制など、広告への規制をすべきという趣旨の意見 : 18件
- ④ 著作権教育や普及啓発を進めるべきという趣旨の意見 : 14件
- ⑤ サイトブロッキングには反対という趣旨の意見 : 13件
- ⑥ その他, 主なもの
 - ・ アクセス警告方式には反対
 - ・ フィルタリングを積極的に強化すべき。フィルタリングが適切に運用されるか疑問
 - ・ 発信者情報開示請求を行いやすくすべき
 - ・ 米国のデジタルミレニアム著作権法 (DMCA)のような仕組みを構築すべき
 - ・ 規制強化と同時にフェアユース規定の整備など規制緩和を検討すべき
 - ・ 海賊版対策を行っている海外の機関等と協力すべき
 - ・ 著作権侵害における最低賠償額の引き上げを検討すべき